

那賀町少子化対策等応援事業運営業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 那賀町少子化対策等応援事業運営業務事業者を公平かつ公正に評価するため、「那賀町少子化対策等応援事業運営業務プロポーザル審査委員会」(以下『審査委員会』という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、最優秀提案者及び次点者を選考し、町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、4名以上8名以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから那賀町長が委嘱する。

(1)有識者

(2)那賀町職員

(3)その他町長が認める者

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとする。

3 委員長は、会務を総括し、審査委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和7年5月20日から審査委員所掌事務終了までとします。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、事務局が招集する。

2 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 審査委員会の運営に必要な事務を行うため事務局を置く。

2 事務局は、那賀町保健福祉子育て課内に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って決定する。

附則

この要領は、令和8年4月13日から施行する。